KPMG
cutting through complexity

GRI G4ガイドラインが持続可能性報告に及ぼす影響

Global Reporting Initiative（GRI）は、2013年5月にサステナビリティ・レポーティング・ガイドライン（GRIガイドライン）第4版（G4ガイドライン）を発行しました。これに伴い、G3/G3.1ガイドラインからG4ガイドラインへの移行が始まります。G4ガイドラインは、一見、G3ガイドラインから大きな改訂がないように見えるかもしれませんが、企業の持続可能性報告のプロセスに大きな影響を与えることが予想されます。本小冊子では、主な改訂点を示すことで、G4ガイドラインが企業の持続可能性報告にどのような影響を及ぼすかを解説します。

G4ガイドラインは、2年間におよぶマルチステークホルダーによる集中的な検討プロセスを経て生み出されたものです。公表された草案はパブリックコメントを経て、GRIの事務局によるコーディネートの下でワーキンググループによる検討が行われ、G4ガイドラインとして、GRIのステークホルダーカウンシル、テクニカルアドバイザリーコミッティー、理事会によって最終承認されました。GRIガイドラインの第1版は2000年に発行されましたが、今後も改訂の中で、持続可能性報告を取り巻く変化がガイドラインに反映され、課題への対応が行われると同時に、メインストリームの企業報告に持続可能性報告を統合するというゴールへの対応も行われていくと考えられます。

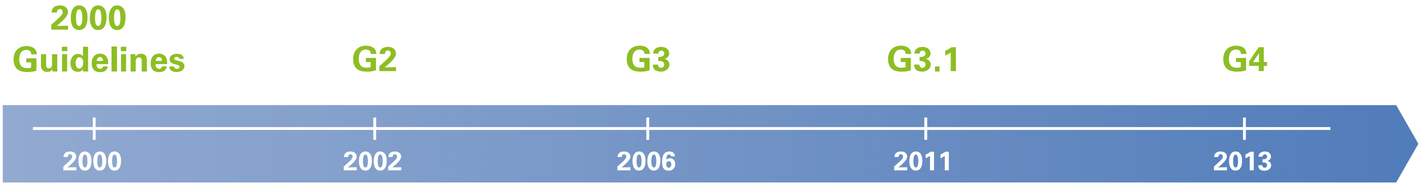

GRIガイドラインの変遷

© 2013 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

G4：主な改訂点

G4ガイドラインでは27の新しい開示項目が盛り込まれるとともに、構成が変更され、ガイドラインに準拠して報告する際の2つのレベルが設けられました。どのようにしてG4ガイドラインに対応し、G3/G3.1ガイドラインからの移行を行うのかを検討するにあたっては、以下に留意することが必要です。

- **G4ガイドラインへの移行期間として約2年間が設けられています：** 2016年1月1日以降に発行されるレポートでGRIガイドラインを用いる場合、G4ガイドラインを用いなければなりません。それまではG3/G3.1ガイドラインを継続して利用することができます。
- **新しい構成によってより使いやすくなりました：** G4ガイドラインはPart 1とPart 2の2部構成となっています。詳細なリファレンスにより、相互参照が容易になりました。

Part 1：報告原則と標準開示 – フレームワークに照らした報告に関する要求事項、つまり何を報告すべきかが説明されています。

Part 2：実践マニュアル – G4の規準に照らしてどのように報告を行うべきかについて、より詳細な指針が示されています。

- **他の国際的な基準との整合性が向上しました：** G4ガイドラインは、OECD多国籍企業行動指針、国連グローバルコンパクト、ビジネスと人権に関する国連指導原則といった基準と整合しています。「Part 1：報告原則と標準開示」の87～89ページに掲載されている対照表では、これらの国際的なフレームワークとG4ガイドラインの指標との関係が示されています。

© 2013 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

以下では、G4ガイドラインにおける重要な5つの改訂点について詳しく説明します。

G4における重要な5つの改訂点

マテリアリティ（重要性）が全ての起点に

1.

G4ガイドラインは、全体を通して「マテリアリティ」を中心に据えています。GRIは、報告組織に対し、あらゆる事項について報告を行うのではなく、企業にとって最も重要な課題に焦点を当てて報告を行うよう促しています。これは次のことを意味します。

- 報告は重要な課題（G4では「重要な側面（Material Aspects）」と呼ばれる）を特定するところから始まり、重要な側面へのフォーカスは報告全体を通して保持されなければならない。
- 重要な側面をどのように管理しているかについて、詳細に説明しなければならない。これは、マネジメントアプローチに関する開示（Disclosure on Management Approach: DMA）と呼ばれる。DMAについては、以下の「アプリケーションレベルから準拠レベルに」を参照のこと。
- レポートでは、重要な側面のインパクトがどこまで及ぶかについて説明しなければならない。バウンダリーについては以下の「報告バウンダリーの再定義」を参照のこと。
- 重要な側面やリスク、機会を定義するために実施したプロセスについて説明するとともに、このプロセスにステークホルダーがどのように関与したかについて説明しなければならない。
- G4ガイドラインの2つの準拠レベルのいずれかに従って報告を行うためには、重要な側面に関連した規準に従わなければならない。

G3との比較： マテリアリティは新しい概念ではなく、マテリアリティの原則の考え方はG3から変わっていません。しかし、G4では、マテリアリティと、組織が開示すべきマネジメントアプローチやパフォーマンス情報との関連付けが、より明確にされています。また、重要な側面を特定するために用いたプロセスを説明することも求められています。

報告組織にとって何を意味するのか： 特に重要な側面に絞って情報開示を行う組織のレポートは、非常に簡潔なものになる可能性があります。しかし、いずれにしても、マテリアリティプロセス（ステークホルダー分析のプロセスを含む）を定め、文書化し、レポートの中で報告を行うことが求められます。

G4での関連ページ：

- Reporting Principles and Standard Disclosures: p.28-29 - Identified Material Aspects and Boundaries
- Implementation manual: p.31-39.

© 2013 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

報告バウンダリーの再定義

個々の重要な側面(Material Aspect)について、組織は、その影響が組織の内部で生じているのか、外部で生じているのかについて検討し、説明しなければなりません。これが「バウンダリー」です。例えば、ある重要な側面(温室効果ガスの排出など)が組織の自らの事業活動に最も関連性があることもあるでしょうし、サプライヤー、委託物流業者、消費者など、外部の組織等に最も関連性があることもあるでしょう。

G3との比較: G3は、コントロール可能な組織や一定の影響力を行使できる組織についてのみ報告することを求めていました。G4は、より幅広い範囲の影響を考慮することを求めています。

報告組織にとって何を意味するのか: G4に準拠するためには、個々の重要な側面のバウンダリーを定義するために用いたプロセスについて報告する必要があります。このプロセスをまだ確立していない組織は、G4に移行する前にプロセスを設計し、文書化する必要があります。重要な側面に関する報告のバウンダリーが拡大することにより、サプライチェーンでの影響により大きなフォーカスが当てられることから、報告組織には、サプライチェーンにおける経済的、社会的、環境的な影響に、より注意を払うことが求められます。

G4での関連ページ:

- Reporting Principles and Standard Disclosures: p.28-29 – Identified Material Aspects and Boundaries
- Implementation manual: p.31-39.

2.

アプリケーションレベルから準拠レベルに

G4ガイドラインでは、レポートの成熟度を示すための新しいアプローチとして、CoreとComprehensiveの2つの準拠レベル('In Accordance' levels)を導入しました。G4ガイドラインを利用しようとする組織は、1)CoreかComprehensiveのいずれかのレベルの準拠規準を満たすことでG4ガイドラインに準拠するか、2)G4ガイドラインを用いながらも準拠規準を完全には満たさずに報告を行うかの、いずれかを選択することになります。

G4ガイドラインに準拠したレポートを作成するためには、以下のことを行わなければなりません。

- 重要な側面にフォーカスし、全ての重要な側面についてマネジメントアプローチに関する開示(DMA)を含める。
- Coreレベルに準拠するためには、個々の重要な側面につき少なくとも1つの指標を開示し、Comprehensiveレベルに準拠するためには、重要な側面について全ての指標を開示する。
- Coreレベルに準拠するためには、組織のプロフィール、ステークホルダーエンゲージメント、ガバナンスといった一般標準開示(General Standard Disclosures)の項目について報告し、Comprehensiveレベルに準拠するためには、それらに加え、戦略、ガバナンス、倫理と誠実性といった項目について開示する。

3.

© 2013 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

- Coreレベルの場合もComprehensiveの場合も、業種別補足文書が存在し、そこで示されている指標が重要であれば、業種固有の個別標準開示（Specific Standard Disclosures for Sectors）として開示する。
- レポートのどのページに指標等が開示されているかを示すGRI内容索引（対照表）をレポートに含める。

G3との比較： A～Cのアプリケーションレベルはなくなり、保証を受けていることを示す「+」の表示もなくなります。CoreまたはComprehensiveのいずれかの規準に準拠して報告を行うためには、準拠規準に従い、報告している課題がなぜ重要であるのか、重要な課題がどのように管理されているかについて、レポートの中で説明する必要があります。

報告組織にとって何を意味するのか： 準拠レベルを採用することを通じて、GRIは、GRIガイドラインを、報告ガイドラインから世界的な報告基準に発展させることを意図しています。特に、Comprehensiveのレベルで準拠するためには、これまでのA～Cのアプリケーションレベルを満たす場合よりも、多くの規準を満たす必要が生じます。参考とするガイドの1つとしてG4ガイドラインを利用し、準拠規準を完全には満たさずに報告を行うことも選択可能ですが、G4ガイドラインに「準拠」して報告を行おうとする場合、最初の段階で重要な課題を明確に特定する必要があります。

G4での関連ページ：

- Reporting Principles and Standard Disclosures: p.11-14- 'In accordance criteria', p.9 (2.3) Request for Notification of Use.

ガバナンスに関する新しい開示要件

ガバナンスに関しては、「倫理と誠実性」というカテゴリーが設けられるとともに、いくつかの新しい標準開示項目が盛り込まれています。新しい開示項目のほとんどは、組織の最高統治機関の構成、関与、権限に関するものです。特に留意すべき開示項目としては以下のものが挙げられます。

- 最高統治機関に報告された重要な懸念事項の性質と件数
- 報酬プロセス（全従業員の年収の中央値に対して最も高額の報酬を得ている個人の報酬の比率など）

G3との比較： ガバナンスに関する10の新しい標準開示が盛り込まれました。

報告組織にとって何を意味するのか： Comprehensiveのレベルで報告を行うためには、組織は報酬に関する詳細な指標について開示する必要があり、そのために新たな情報収集と報告のためのプロセスを確立する必要が生じる可能性があります。

4.

© 2013 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

G4での関連ページ：

- Reporting Principles and Standard Disclosures: p.21 – G4 General standard disclosures overview, p.36 to 41 – Governance (note indicators G4-54 and G4-55 are not needed for 'Core' level reports)
- Implementation manual: p.52-61.

5.

サプライチェーンに関する新しい開示要件

2006年にG3ガイドラインが公表されてからこれまで、サプライチェーンにおける影響や責任に関する企業の理解は著しく向上しています。サプライチェーンにおける課題に対する関心が高まっていることを背景に、G4ガイドラインにはサプライチェーンに関する新しい報告要件が盛り込まれており、サプライチェーンにおける重要な影響に関係する環境的課題や社会的課題をどのように管理しているかについて開示することが求められています（「報告バウンダリーの再定義」を参照のこと）。例えば、以下のような事項について開示することが求められます。

- 労働環境や人権を含む環境的・社会的影響の規準でスクリーニングされたサプライヤーの数
- 特定されたサプライチェーンにおける重要な影響（潜在的影響を含む）
- 特定された影響を回避し、軽減するために実施されている取組み
- 正式な苦情処理メカニズムを通じて提起され、対応が取られ、解決した、サプライチェーンにおける課題に関する苦情の件数

G3との比較：G4ガイドラインは、G3ガイドラインと比べ、サプライチェーンにおける影響に関して、より多くの情報開示を求めています。これには、サプライチェーンにおける影響の評価の詳細、特定されたリスク、特定されたリスクに関する組織のパフォーマンス、リスクの管理のプロセスが含まれます。

報告組織にとって何を意味するのか：G4に従って報告する多くの組織は、サプライチェーンでの影響を評価するためのプロセスを設計し、実施するとともに、サプライチェーンにおける影響を管理するアプローチの有効性を実証することが求められます。また、環境や社会の側面で著しい影響を与えているサプライヤーの数など、パフォーマンスに関する情報を収集し、報告するための新たなプロセスを設けることが求められる場合もあるでしょう。

G4での関連ページ：

- Reporting Principles and Standards Disclosure: p.86 – an overview of where indicators and guidance related to supply chain can be found in the document as well as in the Implementation Manual
- Implementation manual: p.136-141 (environmental), p.167-172 (social), p.192- 197 (human rights) and p.215-220 (society).

© 2013 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

次のステップ

G4ガイドラインに対応するため、最初から個別の指標単位で詳細な検討を始めたい欲求に駆られることもあるかもしれませんが、KPMGは、G3ガイドラインからG4ガイドラインへの段階的な移行を計画的に実施することを推奨します。G4ガイドラインは、より焦点を絞った報告を求めている一方で、場合によってはより多くの情報開示を求めており、そのためにはしっかりした管理や報告のためのプロセスを確立することが重要となります。G4ガイドラインでは「マテリアリティ」が中心に据えられていますので、重要性の原則に従って報告を行うことを最初の段階から十分に配慮する必要があります。バリューチェーン全体にわたって事業活動が与える影響やステークホルダーの見解を考慮しながらマテリアリティ分析を計画し、実施するところからスタートする必要があります。G4ガイドラインへの対応は、このプロセスの結果を基盤として行うことが重要です。これにより、報告プロセスは、持続可能性の課題についての取組みを推進するためのツールとして、より価値のあるものになると考えられます。

G4ガイドラインの開発へのKPMGの関与

KPMGインターナショナルは、G4コンソーシアムへの参加やGRI事務局への出向を通じてG4ガイドラインの開発に貢献してきました。

© 2013 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Contact

斎藤　和彦
KPMGあずさサステナビリティ株式会社
代表取締役社長
T: 03 3548 5303
E: kazuhiko.saito@jp.kpmg.com

船越　義武
KPMGあずさサステナビリティ株式会社
取締役
T: 03 3548 5303
E: yoshitake.funakoshi@jp.kpmg.com

松尾　幸喜
KPMGあずさサステナビリティ株式会社
取締役
T: 06 7731 1304
E: yukinobu.matsuo@jp.kpmg.com

sus.kpmg.or.jp

本レポートは、KPMGインターナショナルが2013年6月に発行した"GRI's G4 Guidelines: the impact on reporting"を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2013 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 13-1524

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.